

株式会社サーバント 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 R6年 1月 1日～ R10年 12月 31日までの 5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、休業中の保険料免除等の制度の周知および情報提供を行う。
育児休業取得者に対し個別面談等を実施する。

<対策>

- R6年 2月～ 全社員に対する情報提供内容の検討
- R6年 2月～ 法令、制度について就業規則、朝礼等による周知する。

目標2：男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

<対策>

- R6年 2月～ 妻の妊娠、子の出生を報告した従業員へ育児休業や時短勤務制度等について、情報提供を行う
- R6年 2月～ 男性社員の育児休業取得可能な職場づくりをすすめ、育児休業取得を後押しできるような社内広報を定期的に行う。

AILE SHIGA 代表者 岸勇貴 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 R6年 4月 20日～ R11年 4月 19日までの 5年間

2. 内容

目標1：産休・育児休業の取得を促進する。

<対策>

- R6年 5月～ 制度内容等について、社内回覧・朝礼にて社員に周知してもらう。
- R6年 5月～ 休業取得者の産休前・育児休業後の働き方の把握。

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、休業中の保険料免除等の制度の周
知および情報提供を行う。
育児休業取得者に対し個別面談等を実施する。

<対策>

- R6年 5月～ 全社員に対する情報提供内容の検討
- R6年 5月～ 法令、制度について就業規則、朝礼等による周知する。

目標3：男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

<対策>

- R6年 5月～ 妻の妊娠、子の出生を報告した従業員へ育児休業や時短勤務制度
等について、情報提供を行う
- R6年 5月～ 男性社員の育児休業取得可能な職場づくりをすすめ、育児休業
取得を後押しできるような社内広報を定期的に行う。